



「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が、「個人情報の保護に関する法律」に統合されるため、条例で引用している法律名を改めるもの。

## 1 条例改正の内容（新旧対照表）

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 国又は独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人、実施機関以外の市の機関その他公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 国又は独立行政法人等（<u>個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人、実施機関以外の市の機関その他公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>3 [略]</p>

## 2 条例改正のスケジュール

- ・ 3月通常会議に提案
- ・ 令和4年4月1日施行